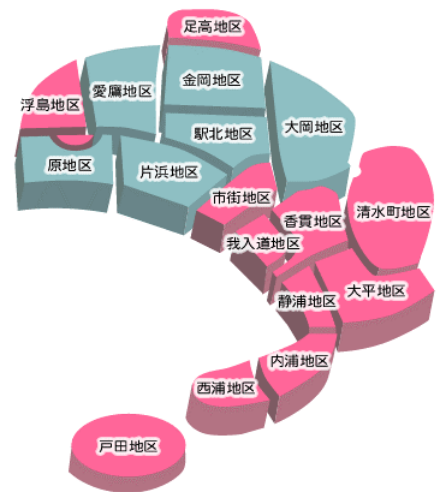


改定時期の料金計算方法

水道の検針は2ヵ月ごとに行い、奇数月に検針する地区と偶数月に検針する地区に分かれています。検針期間が改定日の令和6年7月1日をまたぐ令和6年7月検針と8月検針、令和7年1月1日をまたぐ令和7年1月検針と2月検針は、旧料金で計算した料金を使用日数で按分し、水道料金・下水道使用料を算定します。

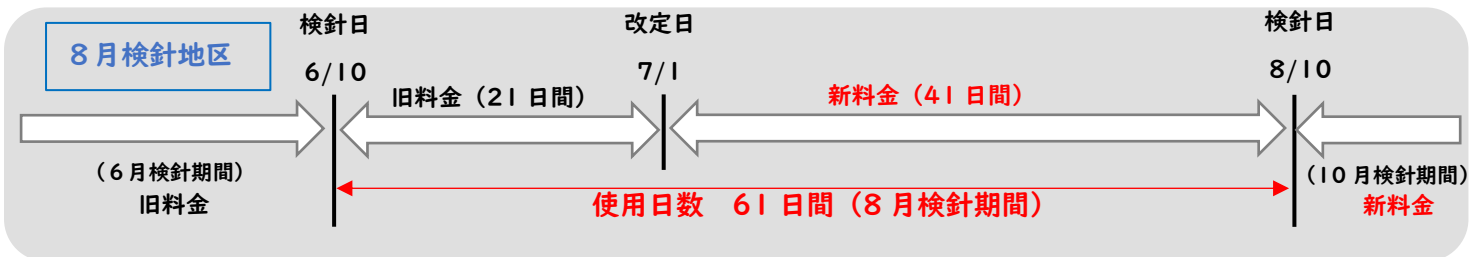


< 奇数月の検針地区 >

浮島地区・足高地区・市街地区・香貫地区・我入道地区・大平地区・静浦地区・
内浦地区・西浦地区・戸田地区・清水町地区

< 偶数月の検針地区 >

原地区・愛鷹地区・片浜地区・金岡地区・駅北地区・大岡地区



奇数月検針地区の令和6年7月分料金の計算例（口径20mmで使用水量40m³の場合）

< 水道料金 >

- ① 旧料金（2ヵ月分） $920円 + 2,300円 = 3,220円 \dots (A)$
(460円×2ヵ月) (115円×20m³)
- ② 新料金（2ヵ月分） $1,140円 + 2,760円 = 3,900円 \dots (B)$
(570円×2ヵ月) (138円×20m³)
- ③ 算定金額 $(3,220円 \times 51日 \div 61日) + (3,900円 \times 10日 \div 61日) = 3,331円$
(使用日数で按分) (A)の按分 (B)の按分 ※ 1円以下は切り捨て

< 下水道使用料 >

- ④ 旧料金（2ヵ月分） $2,500円 + 2,700円 = 5,200円 \dots (C)$
(1,250円×2ヵ月) (135円×20m³)
- ⑤ 新料金（2ヵ月分） $2,600円 + 3,580円 = 6,180円 \dots (D)$
(1,300円×2ヵ月) (179円×20m³)
- ⑥ 算定金額 $(5,200円 \times 51日 \div 61日) + (6,180円 \times 10日 \div 61日) = 5,360円$
(使用日数で按分) (C)の按分 (D)の按分 ※ 1円以下は切り捨て